

清川村空家等情報提供事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、清川村内にある空家等を有効活用して、地域の活性化と定住の促進を図るため、清川村ホームページ(以下「ホームページ」という。)で空家等の情報を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象物件 次条に掲げる要件を満たす空家(売家・貸家)、共同住宅の空室及び売地をいう。
- (2) 所有者等 対象物件の所有者及び納税義務者をいう。
- (3) 希望者 対象物件を買うこと若しくは借りることを希望する者をいう。
- (4) 掲載情報 ホームページに掲載されている対象物件の情報をいう。

(対象物件)

第3条 対象物件は、次の各号に掲げる要件を満たす物件とする。ただし、村長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 物件の所在が清川村内であること。
- (2) 物件の所有者等が確認できること。
- (3) 売地については、宅地として使用可能な土地であること。

(申請書類)

第4条 掲載を希望する所有者等(以下「申請者」という。)は、次に掲げる各号に該当する申請書に係る書類を添付して、村長に申請するものとする。

- (1) 空家(売家・貸家)及び共同住宅の空室の場合
清川村ホームページ空家等情報掲載(新規・継続)申請書(第1号様式)
- (2) 売地の場合
清川村ホームページ売地情報掲載(新規・継続)申請書(第2号様式)

(掲載の期間)

第5条 ホームページに掲載する期間は、最長1年とし、掲載継続の意思を有する場合は、掲載期限の1ヶ月前までに、前条に規定する申請書を村長に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第6条 村長は、前2条により申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の内容を審査及び調査し、清川村ホームページ掲載決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(掲載情報の内容)

第7条 掲載情報の内容は、第4条の様式により申請のあった内容のうち、対

象物件の概要に関するものとする。

(承諾)

第 8 条 村長は、希望者から掲載情報に関する問合せがあったときは、申請者に希望者への通知の可否を事前に確認のうえ、当該物件の申請者の連絡先を希望者に連絡するものとする。

(掲載の中止等)

第 9 条 申請者は、対象物件の契約の成立等により掲載を中止する場合又は第 4 条に係る申請内容に変更が生じた場合は、速やかに清川村ホームページ掲載中止 (変更) 申請書 (第 4 号様式) を村長に提出しなければならない。

(掲載の取消し)

第 10 条 村長は、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、掲載を取消しすることができる。

- (1) 虚偽の申請をしていた場合
- (2) 希望者に対して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (3) 申請者と連絡が 1 ヶ月以上取れなかった場合
- (4) 第 5 条の規定による継続の申請がなかった場合
- (5) その他村長が掲載することについて、不適切と認めた場合

(交渉等への関与)

第 11 条 村長は、希望者と所有者等との間で行う交渉並びに契約行為について、直接これに関与しないものとする。

(免責)

第 12 条 村長は、希望者と所有者等との間で生じた問題について、一切責任を負わないものとする。

(適用上の注意)

第 13 条 この要綱は、当該事業以外による物件の取引を規制するものではない。

附 則 (平成 20 年清川村告示第 24 号)

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。